中川村農地等耕作条件改善事業補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、認定農業者、又は認定新規就農者（以下「担い手」という。）、個人及び法人等村内の農地において営農する者（以下「農業者」という。）が自営で行う農地等の改良、修繕により、農地維持の永続化、耕作の効率化及び農地の集積・集約化の加速を図るため、事業に要する経費に対し、村が予算の範囲内で補助金を交付することについて、中川村補助金等交付規則（昭和54年規則第４号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（対象施設）

第２条　補助金交付の対象施設は、個人及び法人等が所有する中川村内の農地とし、農地には畦畔、馬入れ及び取水・排水施設等（以下「畦畔等」という。）の営農に必要な附帯施設を含むものとする。

（対象者）

第３条　補助金交付の対象となる者（以下「対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 中川村内の農地において５年以上耕作を行う農業者であること。

(2) 個人、法人にかかわらず、村税、分担金及び使用料その他の歳入に滞納がないこと。

ただし、個人で申請する場合は、本人と同一世帯に属する全ての世帯員に滞納がないこと。

２　前項の規定にかかわらず、村長が特に認める者については、補助金の対象とすることができる。

（対象経費及び補助額の基準）

第４条　補助金交付の対象となる経費及び補助率等は、別表のとおりとする。

（補助金の申請）

第５条　補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、中川村農地等耕作条件改善事業補助金交付申請書（様式第１号）に次の各号に掲げる書類を添えて、村長に提出するものとする。

(1) 中川村農地等耕作条件改善事業実施承諾書（様式第２号）（農地所有者以外が事業を実施する場合）

(2) 施工箇所の公図、位置図

(3) 対象農地、農業用施設の施工前の状況が確認できる写真

(4) 請負の場合は、工事見積書の写し、工事図面の写し等工事内容が確認できる書類

（補助金の決定）

第６条　村長は、前条に定める申請があったときは、内容審査のうえ補助金の交付の可否を決定し、中川村農地等耕作条件改善事業補助金交付決定通知書（様式第３号）により通知する。

（実績報告）

第７条　申請者は、事業を完了したときは、中川村農地等耕作条件改善事業実績報告書（様式第４号）に次の各号に掲げる書類を添えて村長に提出しなければならない。

(1) 工事（請負の場合は工事内訳書）又は資材購入等にかかる領収書の写し

(2) 施工中、施工後の写真

２　申請者は、事業の計画を変更しようとするときは、中川村農地等耕作条件改善事業変更届出書（様式第５号）により速やかに村長に届け出なければならない。

（補助金の確定）

第８条　村長は、前条第１項による実績報告書の提出があったときは、事業の実施状況の確認を行い、補助金の額を確定し、中川村農地等耕作条件改善事業補助金確定通知書（様式第６号）により申請者に通知する。

（補助金の請求）

第９条　前条の通知を受けた者が補助金の交付を請求しようとするときは、中川村農地等耕作条件改善事業補助金交付請求書（様式第７号）を村長に提出しなければならない。

附　則

この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

別表（第５条関係）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 事業の種類 | 対象となる経費 | 条件 | 補助率等 |
| 一般事業 | (1) 農地の面的整備に係る経費田畑の区画拡大、暗渠排水、湧水処理、土壌改良、畦畔・馬入れ等の補強、整備等(2) 施設の整備に係る経費　取水・排水口、農作業道等の整備等 | (1) 施工に係る経費が20万円以上、又は補助金額10万円以上の事業とする。(2) 国県補助対象事業以外の事業とする。 | (1) 対象者が直営施工する場合資材費は10分の10以内、重機等借上費は２分の１以内とする。(2) 業者等へ工事を請け負わせる場合　請負代金のうち、直接工事費の２分の１以内とする。ただし、既設施設の除去費に係る工事分は10分の10以内とする。(3) １事業につき１回の交付を限度とし、50万円を限度とする。ただし、一般事業における担い手以外の対象者は、30万円を限度とする。 |
| 災害復旧事業 | (1) 農地の被災箇所復旧に係る経費　豪雨等により被災した田畑の面、畦畔・馬入れ等の復旧(2) 施設の被災箇所復旧に係る経費　豪雨、洪水等により被災した取水・排水口、農作業道等の復旧 | (1) 異常な天然現象により発生した災害とする。(2) 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律にかかる事業の対象以外の事業で、施工に係る経費が10万円以上50万円以下の事業とする。 |